

商品概要説明書

退職定期貯金(3ヶ月)

(2019年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○退職定期貯金 (スーパー定期貯金 単利型) 「きらめき」
2. 販売対象	○個人の方に限り、3年以内にお受け取りした退職金を対象とする。 ※年金指定、年金受取のご予約をしていただける方 ※他の金融機関に退職金が振込まれた場合も対象といたします。 ※既に当JAへお預け入れ頂いている定期貯金からの預け替えは原則できません。 ※退職金を受け取られた本人名義のみとさせていただきます。
3. 取扱期間	○2019年3月1日(金)～2020年3月31日(火) ※ただし当JAの判断により予告なく終了させて頂く場合があります。
4. 期間	○定型方式……3ヶ月 ※非自動継続式となります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○100万円以上(退職金受取金額まで) ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○年利1.0% 非自動継続扱いの為、当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①3か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率

<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0544-58-6611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、一般社団法人 JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>13. その他参考と なる事項</p>	<p>○申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座のお通帳」等で確認させていただきます。</p> <p>○満期日以降は書替により退職金定期貯金3年の契約を可能とします。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

商品概要説明書

退職定期貯金(きらめき 3年)

(2019年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○退職金定期貯金 (スーパー定期貯金 複利型) 「きらめき」
2. 販売対象	○個人の方に限り、3年以内にお受け取りした退職金を対象とする。 ※年金指定、年金受取のご予約をしていただける方 ※他の金融機関に退職金が振込まれた場合も対象といたします。 ※既に当JAへお預け入れ頂いている定期貯金からの預け替えは原則できません。 ※退職金を受け取られた本人名義のみとさせていただきます。
3. 取扱期間	○2019年3月1日(金)～2020年3月31日(火) ※ただし当JAの判断により予告なく終了させて頂く場合があります。
4. 期間	○定額方式……3年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○ 100万円以上1,000万円未満 ○ 1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。 ※ただし、元金を100万円未満にすることはできません。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○年利0.2% なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	—————

9. 付加できる特約事項	<p>○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)</p> <p>○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</p>
10. 中途解約時の取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>②6か月以上1年未満 ……… 約定利率×40%</p> <p>③1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%</p> <p>④1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%</p> <p>⑥2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×90%</p>
11. 貯金保険制度(公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0544-58-6611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、一般社団法人 JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
13. その他参考となる事項	<p>○申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座のお通帳」等で確認させていただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

退職金定期貯金(大口)

(2019年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○退職金定期貯金 (大口定期貯金) 「きらめき」
2. 販売対象	○個人の方に限り、3年以内にお受け取りした退職金を対象とする。 ※年金指定、年金受取のご予約をしていただける方 ※他の金融機関に退職金が振込まれた場合も対象といたします。 ※既に当JAへお預け入れ頂いている定期貯金からの預け替えは原則できません。 ※退職金を受け取られた本人名義のみとさせていただきます。
3. 取扱期間	○2019年3月1日(金)～2020年3月31日(火) ※ただし当JAの判断により予告なく終了させて頂く場合があります。
4. 預入期間	○定型方式……3か月、3年 ※預入時のお申し出により期間3年に限り、自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。期間3ヶ月は非自動継続扱いとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1,000万円以上(退職金受取金額まで) ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○期間3か月は年利1.0% ○期間3年は年利0.2% 期間3年:自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○預入期間3か月のものは、満期日以後に一括して支払います。 ○預入期間3年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回ると

	<p>きは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合</p> <p>次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0544-58-6611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、一般社団法人 JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>13. その他参考と なる事項</p>	<p>○申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金受取口座のお通帳」等で確認させていただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○退職金定期貯金3ヶ月のものに限り、満期日以降は書替により退職金定期貯金3年の契約を可能とします。</p>